

三方五湖の保全・活用に関する報告書（概要）

報告書作成の趣旨および報告書の性格

1 作成の趣旨

- ・ 三方五湖は、地元はもとより、県、国、そして世界にとっても大切な湿地です。
- ・ この三方五湖が、平成17年11月8日にラムサール条約湿地に登録されました。
- ・ そこで本報告書は、登録を機に改めて三方五湖の自然環境を考え、今後の三方五湖の保全・活用の基本的な方向性を示すとともに、具体的な保全活用方策を示すために作成したものです。

2 報告書の性格

- ・ 本報告書は、平成19年度から平成23年度までの5年間の取組みとして、湖とその周辺地域を含めた三方五湖の今後の保全・活用の基本的な方向性を示すとともに、地域住民、環境保全団体、町、県がこの方向に向けて重点的に取り組むべき具体的方策を盛り込んだものです。

三方五湖の現状と課題

1 自然環境の状況

- ・ 三方五湖には、今も多くの生き物が生息し、豊かな生態系が残っているものの、農業や生活様式の変化に伴う環境負荷の増大や湖周辺の社会基盤整備に伴う浄化機能の低下により、水質の悪化、魚類や鳥類の減少が生じています。
- ・ このため、残された生態系を保持するとともに過去に損なわれた自然環境を再生し、魚類の増殖や渡り鳥の飛来数を増加させていく必要があります。

2 活用の状況

- ・ 三方五湖には、優れた自然景観があり、従来から観光地として賑ってきましたが、訪れる観光客は減少傾向にあります。また、かつて地域の住民は、湖で生育する水草を屋根材や肥料とするなど湖と共生していましたが、生活様式の変化に伴い、そのつながりは疎遠になりつつあります。
- ・ このため、観光の多様化や癒し・安らぎを求める時代の要請に応じた活用を考えていく必要があります。

3 環境学習の状況

- ・ 三方五湖をフィールドにした環境学習は、学校においては進んでいますが、地域での取組みは十分ではありません。
- ・ このため、多くの人々が三方五湖の自然環境を学ぶことができるよう環境学習の機会を拡大・拡充する必要があります。また、環境学習をとおして地域内外の人の交流を進める必要があります。

保全・活用の基本的な考え

1 ラムサール条約による保全・活用の原則

- ・ ラムサール条約湿地に登録された三方五湖の保全・活用を進めていくには、保全・再生、賢明な利用、交流・学習を三位一体で進めていくことが必要です。

2 三方五湖の特色を活かした保全・活用

(1) 自然環境を活かす取組み

- ・ 三方五湖は、多様な魚類が生息するとともにこれを餌とする野鳥が飛来し、また景観は変化に富んでいます。このような特色を活かす保全・活用を進めていくことが必要です。

(2) 地域の共同体による取組み

- ・ 三方五湖の自然環境は、人々が長い間、世話をしてきたことによりつくられたもので、この手入れは、人々が集落という地域共同体の中で助け合い取り組んできたものです。
- ・ 三方五湖には地域共同体が残っておりこれをもとに活動を進めていくことが必要です。

(3) 地域の伝統、文化を活かした取組み

- ・ 三方五湖には、自然と人々の関わりの中で育まれてきた営みや催事、知恵といった伝統、文化が生きており、生活に密着した文化を活かした保全・活用を考える必要があります。

(4) 社会の進展に対応した新しい取組み

- ・ 三方五湖の保全活用の主役はそこに暮らす人々ですが、それを支えるものとして三方五湖の自然を体験した地域の外の人の協力を得ることも重要です。こうした新しい人、仕組みによる保全活用を進める必要があります。

3 保全・活用の基本的な考え

- ・ 三方五湖の特色を活かしながら、保全、活用、学習を三位一体において取り組むことが必要です。

